

アンケート調査内容と結果

1 アンケート調査内容と結果（概要）

（１）アンケート調査の目的

「第５期京都市民長寿すこやかプラン」において、地域包括支援センターは「地域ケア包括システム」の中核機関と位置付けられており、地域包括支援センターを中心とする地域ネットワークの構築とその体制づくりが重要となっています。（「第５期京都市民長寿すこやかプラン」における地域包括支援センターの役割については参考資料（１１９ページ）参照）

そこで、現在の地域包括支援センターを中心とする地域ネットワークに関する取組状況、特に先進的や効果的な取組内容を事例集として取りまとめ、他の地域包括支援センターへの取組促進、連携促進につなげることを目的として実施しました。

（２）調査対象

- ・京都市内地域包括支援センター（６１箇所）
- ・医師会（地区医師会），社会福祉協議会などの地域のネットワーク関係機関

（３）調査期間

- ・調査期間：平成２４年１月１６日～平成２４年３月３１日
- ・アンケート調査：平成２４年１月１６日～平成２４年１月３１日
- ・ヒアリング調査：平成２４年２月１日～平成２４年３月３１日

（４）アンケート内容等（アンケート調査票は（１１３ページ）参照）

- ・効果的な広報・啓発活動状況
- ・地域のインフォーマルサービスの把握等の状況
- ・地域ケア会議の開催状況
- ・地域の関係機関・団体との連携状況（民生委員・児童委員，老人福祉員，自治会，医療機関等と連携した高齢者の見守りネットワークの取組状況）
- ・その他（ご意見など）

（５）アンケート回収状況

- ・アンケート発送数：６１ 回答数：４１（回収率６７．２％）

2 効果的な広報・啓発活動について

(1) 取組状況

介護予防給付の増加や職員の欠員などの理由により、なかなか思うように取り組めていないセンターも若干存在しますが、ほぼ全センターで、広報媒体、手法、内容、頻度などに差はあるものの、広報・啓発活動について取り組めているという結果でした。

広報内容としては、センターの公的な相談窓口としての業務内容、役割はもとより健康、介護予防に関するもの、権利擁護、消費者問題といったものから高齢者を支える施設、サービスの情報まで多岐にわたります。

広報媒体としては、全体の70.7%のセンターが広報誌（機関紙、チラシ）を発行しており、配布方法としては、民生委員・児童委員、老人福祉員に提供・配布、学区社会福祉協議会、自治連合会に提供・配布（回覧）と回答したセンターが多くなっています。

また、センター職員が自ら地域行事、すこやか学級、集団健診（特定健康診査）などに出向き、広報・啓発活動を行っているケースや高齢者サロン、健康、介護予防教室、料理教室などをセンターが開催しているケースも見られました。

(2) 課題

取り組めていると回答したセンターについても、広報対象者が民生委員・児童委員、老人福祉員が把握している高齢者、地域行事、すこやか学級へ参加している高齢者に限定されるケースが多く、地域から孤立しがち、引きこもりがちなケースや自治会へ加入していない高齢者やマンション居住の高齢者に対する、効果的かつ継続的な広報・啓発活動が課題であると回答したセンターが多くありました。

また、医療機関、自治会、警察、消防といった地域の関係者・機関と連携した広報活動や大型店舗、スーパー、銀行、郵便局、コンビニといった高齢者もよく立ち寄る店舗などと連携した効果的な広報活動について、取り組めていないと回答したセンターが多くありました。

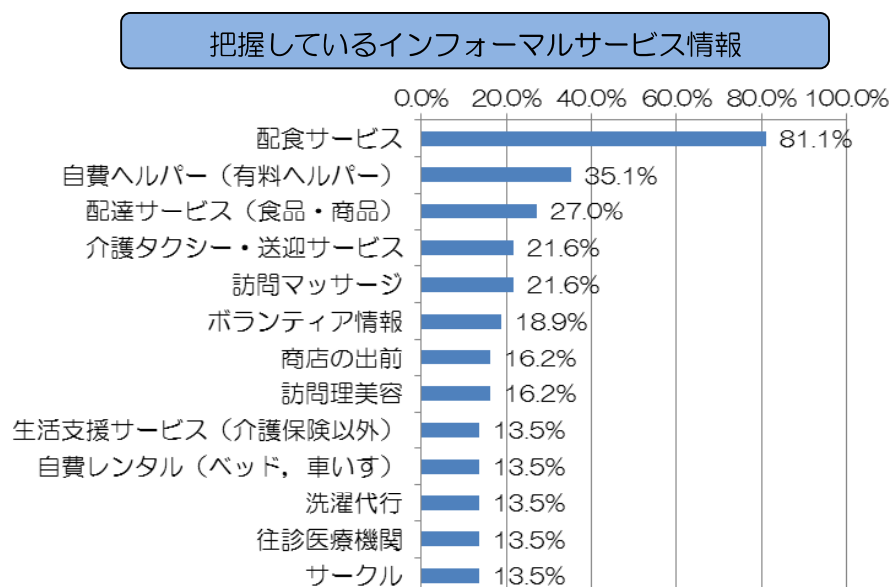
3 地域のインフォーマルサービスの把握等について

(1) 取組状況

インフォーマルサービス情報の把握、管理、発信については、全体の90.2%のセンターが取り組んでいると回答しています。取組主体が単独のセンターの場合もありますが、行政区単位で複数のセンターが共同して取り組んでいるケースも見られました。

また、実際に把握しているインフォーマルサービス情報としては、「配食サービス」が全体の81.1%と最も多く、以下、「自費ヘルパー（有料ヘルパー）」、「配達サービス（食品・商品）」、「介護タクシー・送迎サービス」、「訪問マッサージ」の順になっています。

インフォーマルサービス情報の発信としては、個別相談時に加え、地域の居宅介護支援事業所（ケアマネジャー）との情報交換会などでの提供が多く、地域ケア会議などでの関連機関・団体への情報提供、区役所のホームページ（インターネット）での情報発信も行われています。



(2) 課題

取り組めていないと回答したセンターでは、地域で充実している情報、不足している情報が十分把握できていない、情報の安全性、正確性などの判断が難しいといった回答が見られました。

取り組めていると回答したセンターでも、定期的な更新といった情報の管理、居宅介護事業所（ケアマネジャー）との連携による情報の発信や把握できていない情報の共有などが課題となっています。

また、単独のセンターで取り組むのは限界があり、行政区単位、全市レベルでの取組が必要と回答するセンターも多くありました。

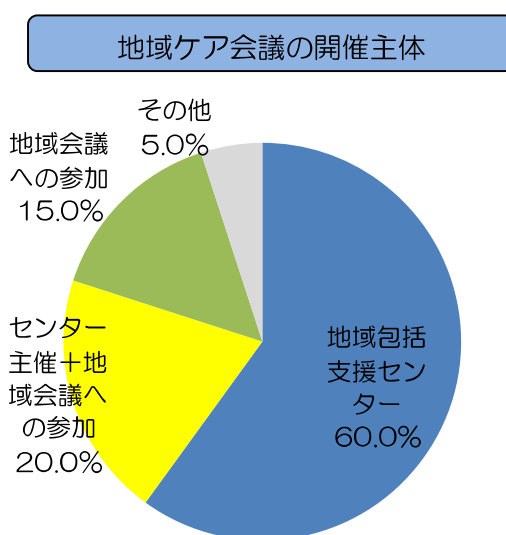
4 地域ケア会議の開催状況について

(1) 取組状況

地域ケア会議の開催については、全体の97.5%のセンターが取り組んでいると回答しています。会議主体は、センター主催が60.0%を占めており、次いで、センター主催＋地域会議への参加（担当学区により開催主体が分かれる）のケースが20.0%、他の会議（社会福祉協議会会議、民生・児童委員会会議など）への参加が15.0%となっています。また、地域ケア会議の開催回数の平均（学区単位）は年間2～3回となっています。

地域ケア会議の主な内容としては、関係機関からの活動報告や情報提供、地域の課題の検討・集約、事例検討などが中心となっています。

地域ケア会議での会議内容や地域の課題や要望を踏まえた上で、地域プラン、ビジョンなどの作成・検討を行っているのは全体の29.3%となっています。



(2) 課題

地域の特性・事情などに左右される面もあり、学区ごとに開催することが難しかったり、センター主導での会議開催、運営が難しいことを課題としてあげるセンターが多くありました。

また、まだまだ地域ケア会議に関する地域関係者の理解が十分に得られていないと回答するセンターも多くありました。

会議の内容としては、情報交換や情報共有が中心となっており、課題や要望を踏まえた地域プランやビジョンの作成まで取り組めていないセンターが多く、会議の議題やテーマ設定が課題であると回答したセンターも多くありました。

5 地域の関係機関・団体との連携状況について

(1) 取組状況

高齢者に対する見守りネットワークの取組については、全体の60.9%のセンターが取り組んでいると回答するに留まりました。

取り組んでいると回答したセンターで見守りの対象としているのは、概ね70歳以上の単身の高齢者及び高齢者世帯が多くなっています。

見守りネットワークの構成員としては、民生委員・児童委員、老人福祉員、学区社会福祉協議会（区社会福祉協議会含む。）などが中心となっています。

見守り内容としては、民生委員・児童委員、老人福祉員などが中心となった定期的な安否確認のための訪問が多く、新聞やチラシがポストに溜まっていないか、灯りがついているかななどを近隣住人からの聞き込みにより情報収集を行っているケースもあります。

見守り活動における情報の共有方法については、地域ケア会議、地域の定例会議（民生委員・児童委員、社会福祉協議会、老人福祉員など）で共有されることが多くなっています。

なお、取り組めていない理由としては、見守りネットワークに対する認識や役割、責任などの具体的な体制の確立ができていないとの回答が多く見られました。

(2) 課題

見守りネットワークについては、高齢者の実態把握、特にマンション、団地入居者、自治会未加入者の把握が課題であるとの回答が多く見られました。

また、学区により民生委員・児童委員、老人福祉員の活動状況、連携状況に差があることを課題にあげるセンターも見られました。

また、地域の住民団体（自治会、町内会など）との見守りネットワークに関する連携や意識付け、個人情報の提供（取扱い）についても課題にあげるセンターも多くなっています。

6 その他・自由意見（主なもの）

全 般

- ・地域福祉にとって、行政区の方針や関わりは重要です。現在の行政区の格差は、センターや医師会の問題だけではなく、京都市の指導の問題も大きいと思います。

介護予防給付について

- ・介護予防給付，総合相談が増加しています。地域包括ケアシステムの構築に向けて，これから多様な相談や要望が入ると考えられますが，どこまで対応できるかが不安です。
- ・業務の割合の多くが予防給付関連にさかれているため，予防給付のルール（件数等）について検討してほしいです。
- ・介護予防ケアマネジメントの委託を，積極的に受けてくれるような働きかけをしてほしいです。

地域ケア会議について

- ・地域ケア会議の議題，テーマ，モデルの提示をしてほしいです。
- ・地域ケア会議開催において区役所支援課の参加など京都市のバックアップがほしいです。

見守りネットワークについて

- ・地域との連携やネットワークの取組を効果的，円滑に実施しているセンターがあれば交流したいです。
- ・地域の高齢者を把握するには，地域が主体となり，関係機関が連携を図ること，また，地域の課題についても，地域での主体的な関わりが重要との認識が必要であると思います。
- ・高齢者を地域で支えることをしっかりと行うために，個人情報の開示をお願いしたいです。
- ・一人暮らしの高齢者を見守る老人福祉員の負担感が強い。若い世代が老人福祉員になって地域で活躍するように図ってほしいです。

センターの位置付けについて

- ・センターは，民間委託であるため高齢者の実態把握や地域との連携を図ることには限界があります。京都市からも，地域連携や地域福祉について勉強会や研修の場を積極的に設けてほしいです。

要望・その他

- ・高齢者の地域での居場所を作り，社会参加を促進してほしいです。（サロン・健康に関する事業など）
- ・高齢者をすべて把握するのではなく，「いつでもサポートを受けられる」という「啓発」が望ましいと思います。
- ・センターの周知活動を行ってはいるが，可能であれば，京都市からも地域関係者に働きかけてほしいです。

7 アンケート調査票

「地域におけるネットワーク構築取組ガイドライン（事例集）」作成のための 地域ネットワーク構築に関する取組状況についてのアンケート調査

京都市では、「第5期京都市民長寿すこやかプラン（案）中間報告」において、地域包括支援センターを「地域包括ケアシステム」の中核機関と位置付けるなど、センターを中心とする地域ネットワークの構築とその体制づくりが非常に重要と考えております。

つきましては、現在のセンターを中心とする地域ネットワーク構築に関する取組状況、特に先進的な取組や効果的な取組の内容をガイドライン（事例集）として取りまとめ、他のセンターへの取組促進、本市におけるセンターへの支援、連携促進に繋がりたいと考えております。

この度、ガイドライン（事例集）作成のために、アンケートによる取組状況調査を実施しますので、何かとお忙しいところお手数ではありますが、趣旨をご理解いただき、ご協力いただきますようお願いいたします。

平成24年1月16日

京 都 市

■「ガイドライン（事例集）」の作成までの流れ

1 アンケート回答（1月下旬）



2 アンケート回答から取組事例の抽出（2月）

回答いただいたアンケートを踏まえ、各区分において先進的、効果的な取組事例を抽出します。

なお、ガイドライン（事例集）作成のため、取組内容についてアンケートに加え、電話等で個別にヒアリングをさせていただく場合があります。



3 ガイドライン（事例集）の作成（3月）

アンケートの回答内容、ヒアリング等を踏まえ、ガイドライン（事例集）を作成し、各センターに配布します。

■アンケート回答希望日

平成24年1月31日（火）まで、本エクセル様式に入力し電子メールで回答願います。

※啓発チラシ等の参考資料については紙で提出していただいても構いません。

※回答後、先進事例をまとめるために電話等でのヒアリング調査等を実施する場合がありますのでご協力願います

■アンケート調査に関する問い合わせ

京都市保健福祉局長寿社会部長寿福祉課（担当：大田，森井）

〒604-8171 京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町 566-1 井門明治安田生命ビル 2 階

電話：075(251)1106 F A X：075(251)1114

メールアドレス：moreg708@city.kyoto.jp メールアドレス：otach559@city.kyoto.jp

※「地域におけるネットワーク構築取組ガイドライン（事例集）」の作成業務は、㈱ジャパン
インターナショナル総合研究所に委託します。ヒアリング等については、同研究所が実施
しますのでご協力願います。

2 広報・啓発活動について
担当地域へのセンターの取組状況等に関する周知について特に効果的な広報・啓発活動や最も力を入れている広報・啓発活動についてご記入ください。

アンケート内容		回答欄(記入欄)
問1	広報・啓発活動の取組状況 ①取り組んでいる →問1-1から問1-6 ※実際に使用されている啓発資料や広報紙等あれば提供願います。 ②取り組めていない→問1-7へ	
問1-1	目的・趣旨	
問1-2	対象者	
問1-3	内容(どのような活動内容が具体的にご記入ください。)	
問1-4	方法(どのような方法で実施しているのか、特に地域の関係機関(民生委員、老人福祉員、自治会、商店等)との連携があればご記入ください。)	
問1-5	実施頻度(実施時期)	
問1-6	現在の課題	
問1-7	取り組めていない理由や課題	

3 地域のインフォーマルサービスの把握等について

アンケート内容		回答欄(記入欄)
問2	地域のインフォーマルサービスの把握等について ①取り組んでいる →問2-1から問2-5 ※インフォーマルサービスの情報の把握、管理、発信について分かる資料があれば提供願います。 ②取り組めていない→問2-6へ	
問2-1	誰が主体となって把握等をしていますか。 ※センター単独、区・支所内のセンターの社会福祉士部会等、実施主体となっている機関、メンバー等を記入してください。	
問2-2	どのようなインフォーマルサービス情報を把握していますか。	
問2-3	どのような方法でインフォーマルサービス情報を把握、管理していますか。	
問2-4	把握、管理しているインフォーマルサービス情報をどのような形で地域に発信していますか。	
問2-5	現在の課題	
問2-6	取り組めていない理由や課題	

4 地域ケア会議の開催状況について

アンケート内容		回答欄(記入欄)
問3	地域ケア会議の開催状況 ①開催できている → 問3-1から問3-6 ※1 開催できている学区について内容を記入ください。複数の学区の内容を記入した場合はシートを増やして対応願います。 ※2 開催内容、参加者等が分かる資料等あれば提供願います。 ②開催できていない→問3-6へ ※ 開催できていない学区に共通する理由や課題、開催できていない学区との違い等を記入ください。	
問3-1	実施学区名	
問3-2	会議の構成 (センター主催か既存の会議への参加か、会議構成員、学区単位かどうか等について記入ください。)	
問3-3	会議の主な内容、議題(関係機関の情報共有、地域課題の集約、個別の事例検討等)	
問3-4	会議の開催数(年間)	
問3-5	会議の内容や地域の課題や要望を踏まえた地域プラン、ビジョン等の作成(検討含む)の有無	
問3-6	現在の課題	
問3-7	開催できていない理由や課題 (具体的な学区があれば学区名を記入してください。)	

5 地域の関係機関・団体との連携状況について

民生委員、老人福祉員、自治会(町内会)、医療機関等と連携した高齢者(単身高齢者等の要援護者)の見守りネットワークの取組等についてご記入ください。

アンケート内容	回答欄(記入欄)
問4 ①取り組んでいる → 問4-1から問4-7 ※1 特に、効果的、円滑に取り組んでいる地域の内容を記入ください。複数の実施地域の内容を記入いただける場合はシートを増やして対応願います。 ※2 取組内容が分かる資料、見守り時に配布や回収しているもの、訪問者の記録様式等あれば提供願います。 ②取り組めていない→問4-8へ ※1 取り組めていない地域に共通する理由や課題、取り組んでいる地域との違い等を記入ください。	
問4-1 実施地域名(学区、町など)	
問4-2 見守り対象者(対象となる高齢者)とその把握方法	
問4-3 見守りネットワークの構成員(民生委員、老人福祉員、自治会、社協等)及びキーパーソンとなる構成員(ネットワーク開始時や現在のネットワークの中心となっている構成員)	
問4-4 見守り内容(それぞれの構成員の役割、見守り内容・体制・方法・頻度等を具体的に記入ください。)	
問4-5 見守り活動の情報連絡・共有の場・方法・内容(地域ケア会議、協議会、自治会等、どのような方法でどんな内容の情報の共有を行っているか具体的に記入ください。)	
問4-6 現在の課題	
問4-7 特にマンション住民に対する見守り活動で工夫や力を入れて取り組んでいることがあればご記入ください。	
問4-8 取り組めていない理由や課題	

6 その他(ご意見等)

回答欄(記入欄)

参 考 資 料

「第5期京都市民長寿すこやかプラン」における地域包括支援センターの役割

(1) 京都市版地域包括ケアシステムとは

「第5期京都市民長寿すこやかプラン」における地域包括ケアシステムの基本的な考え方及び地域包括ケアシステムの骨格から、地域包括支援センターの位置付けをみていきます。

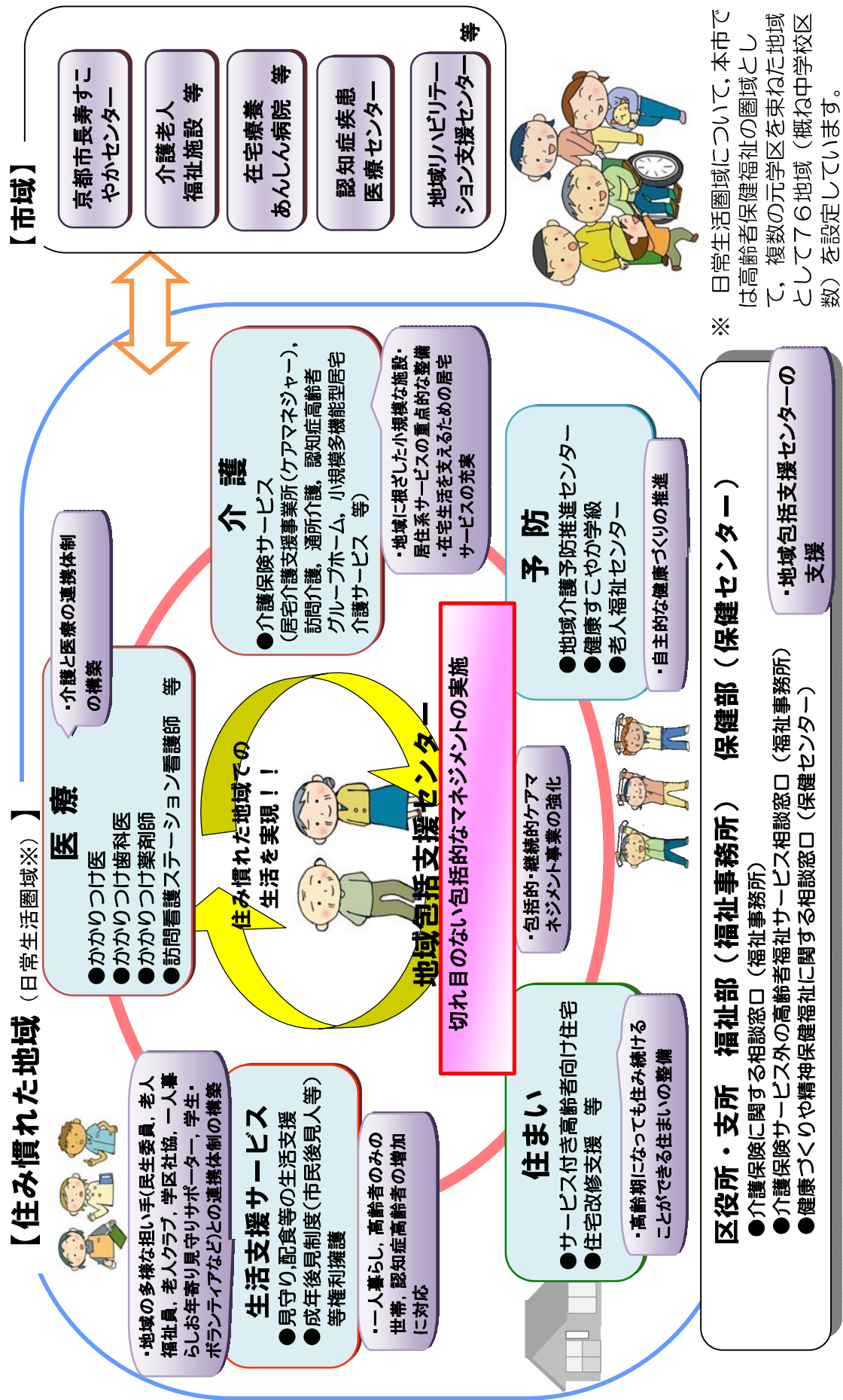
■基本的な考え方

本市に暮らす高齢者一人ひとりが、できる限り、住み慣れた地域での生活を継続できるよう、日常生活圏域単位で、医療、介護、福祉をはじめ必要な支援体制を確保するとともに、京都の持つ「地域力」を生かし、高齢者を取り巻くすべての関係機関と地域住民が、地域ぐるみで連携して助け合い、支え合うまちづくりを進めます。

■京都市版地域包括ケアシステムの骨格

- ① 地域包括ケアを推進するためには地域におけるネットワークの構築とその体制づくりが必要です。そのため、本市が市内61箇所にきめ細かく設置している地域包括支援センターを、ネットワーク構築の推進母体とし、地域包括ケアシステムの中核機関と位置付けます。また、十分に取組を推進できるよう、同センターの機能及び体制の充実を図ります。
- ② 地域団体や学生等を含めたネットワーク化を推進し、公的サービス・インフォーマルサービスを含め、支援を必要とする高齢者の状態に応じた包括的なケアを行える体制を構築します。また、高齢者の身近な居場所づくりを進めるとともに、主体的な生きがいづくり、健康づくりの取組支援を充実します。
- ③ 地域ケア会議等を活用し、地区医師会をはじめとした専門的分野の各種団体との連携体制を強化し、日常生活圏域における医療・介護・保健・福祉の関係機関が相互理解を深め、高齢者の状態に応じた適切なサービスを提供できる体制を構築します。
- ④ 重度者をはじめとする要介護高齢者の在宅生活を支えるために、小規模多機能型居宅介護等の居宅系サービスの整備を着実に推進するとともに、地域に根ざした小規模な施設・居住系サービスを重点的に整備し、身近な地域における介護サービス基盤の充実を図ります。

上記のような取組を進めていくためには、地域で暮らす高齢者を、介護、福祉、保健、医療などさまざまな面から総合的に支えるために設けられた、公的な窓口である地域包括支援センターが中心となって高齢者を支えるネットワークの構築を一層進めることが必要とされています。



（２）【重点課題】高齢者の地域生活を支える体制づくりの推進（高齢者を支えるネットワーク構築の推進）とは

★ 取組方針

高齢者が孤立することなく、「地域による見守り」を実感しながら、住み慣れた地域で安心して生活するために、地域包括支援センターが中心となって、京都のまちが培ってきた自治の伝統を生かした高齢者を支えるネットワークの構築を一層進めます。

また、高齢者ができる限り居宅において生活をするためには、安全で暮らしやすい生活環境の整備が重要であり、住宅分野と介護分野との連携による高齢者にふさわしい住まいづくり、災害時の避難支援体制の確保等の取組を進めます。

★ 高齢者を支えるネットワーク構築の推進（施策体系）

◆ 地域包括支援センターの機能強化

地域包括ケアシステムの中核機関と位置付ける地域包括支援センターの機能強化を図るため、地域包括支援センターの職員体制を充実するとともに、職員の質の確保・向上に向けた研修の実施を行います。

さらに、医療・介護・福祉サービスの情報を一元的に管理できるＩＴネットワークシステムを導入し、地域包括支援センターにおいて市民からの相談に円滑に対応できる体制を構築します。

＜施 策＞

- ① 地域包括支援センターの適切な運営と関係機関との連携
- ② 地域包括支援センターの体制の充実＜新規＞
- ③ 地域包括支援センターの質の確保・向上のための取組＜新規＞
- ④ 地域包括支援センターの広報の充実＜新規＞
- ⑤ 高齢者支援に係る全市統一的なＩＴネットワークシステムの導入＜新規＞

◆ 地域における関係機関の連携

地域包括支援センターを中心に、各団体等が地域の資源と課題を共有し、有機的な連携が図れるように支援します。

また、要介護度が高い高齢者や医療ニーズの高い高齢者への在宅生活支援のため、地域包括支援センターを中心に医療と介護の連携を促進します。

〈施 策〉

- ⑥ 地域包括支援センターと関係機関との顔の見えるネットワーク構築の推進＜新規＞
- ⑦ 地域包括支援センターを中心とした地域ケア会議の開催
- ⑧ 区・支所単位の協議の場としての「区・支所地域包括支援センター運営協議会」の運営及び連携体制の構築支援
- ⑨ 医師会、歯科医師会、薬剤師会等との連携に向けた取組支援
- ⑩ 医療と介護の連携を進めるための情報の共有＜新規＞
- ⑪ 介護サービス事業者及び関係機関との連携

◆ 在宅ケア体制の充実

地域包括支援センターでは、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、医療・介護・保健・福祉に関する様々な支援を行っていますが、必要な医療・介護サービスが利用できるよう、在宅ケア体制の充実を図る必要があります。

地域包括支援センターを核とした地域における総合相談・支援窓口の充実、さらには医療機関・介護支援専門員等と連携を図ることで、より一層の在宅ケア体制の充実を図ります。

〈施 策〉

- ⑫ 体調不安時に重症化防止のため一時的な入院をサポートする環境を整えることで、在宅療養を支援する仕組みづくり＜新規＞
- ⑬ かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬剤師等の医療専門職の情報提供
- ⑭ 在宅医療実施機関（訪問診療、訪問歯科診療、訪問看護、訪問薬剤管理等）の情報提供

◆ 相談・情報提供体制の充実

多様化・複雑化する高齢者からの相談に適切に対応できるよう、相談窓口に様々な情報を取り揃えます。

また、情報を入手しにくい環境にあると思われる方に対しては、地域包括支援センター等の関係機関と民生委員・児童委員や老人福祉員等が連携し、訪問活動等により、相談・情報提供体制の一層の充実を図ります。

〈施 策〉

- ⑮ 地域包括支援センターにおける相談機能の強化
- ⑯ 区役所・支所による地域包括支援センターの活動支援
- ⑰ 区役所・支所の保健師等専門職員の福祉・介護分野の知識・経験の充実強化
- ⑱ 民生委員・児童委員，老人福祉員による相談活動の推進
- ⑲ 見守り，配食サービス，買い物支援などインフォーマルサービスを含めた社会資源の情報提供＜新規＞
- ⑳ 様々な広報媒体を活用した高齢者保健福祉サービスの情報提供
- ㉑ 介護家族が集まって交流や情報交換をする場の情報提供
- ㉒ 高齢・障害外国籍市民福祉サービス利用サポート助成事業の実施

◆ 地域住民による自主的な活動の推進

地域福祉の推進において重要な役割を果たしている地域住民を主体とした取組やグループ活動等が，地域の中に広がるよう支援し，高齢者を地域で支えるコミュニティの構築を推進します。

〈施 策〉

- ㉓ 地域コミュニティの活性化に向けた総合的かつ計画的な取組の推進＜新規＞
- ㉔ 「京（みやこ）・地域福祉推進指針」の推進
- ㉕ 社会福祉協議会による地域福祉活動への支援
- ㉖ 地域住民や学生等によるボランティア活動や市民活動への支援

地域包括支援センターを中心とする
地域ネットワーク構築に関する取組事例集

京都市 保健福祉局 長寿社会部 長寿福祉課

〒604-8171 京都市中京区烏丸通御池下る寺町通御池下る虎屋町 566-1
井門明治生命ビル2階

TEL (075) 251-1106 FAX (075) 251-1114

平成 24 (2012) 年 6 月発行

京都市印刷物 第 243085 号

